

## 甲府市電気自動車用充電設備更新等を行う業者選定要求水準書

### 1 件名

甲府市電気自動車用充電設備更新等を行う業者選定

### 2 目的

本市は、令和3年2月に、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロにすることを目標とした「ゼロカーボンシティ」を宣言し、その実現に向けた重点プロジェクトの一つとして、甲府市地球温暖化対策実行計画において、電気自動車（以下、EVという）をはじめとした環境負荷の少ない「クリーンエネルギー自動車」の普及促進を掲げている。

こうした中で、既存の本市公共施設のEV充電設備等を更新し、利用者の利便性向上によるクリーンエネルギー自動車の普及に繋げることで、かけがえのない自然豊かな甲府のまちを将来の世代へ引き継ぐことを目的とする。

### 3 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書の位置付けは、事業者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものである。事業者決定後、プロポーザルの提案内容を踏まえて協議を行い、その結果実施内容を変更することがある。

### 4 実施内容

- (1) 本事業は、EV充電設備等（配線等の附帯設備等を含む）の更新について、本市が所有する公共施設の駐車場を活用して行うものとし、その整備にあたっては事業者の自己資本により行うものとする。またEV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備及び運用に係る費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 本市は、EV充電設備の設置に必要な用地について、甲府市公有財産取扱規則第24条の規定に基づき使用を許可するものとする。なお、用地の使用料については、甲府市行政財産使用料条例第2条等の本市が定める規定等に基づき算定し徴収するものとする。
- (3) 事業者は、利用者から利用料を徴収する。利用料金については、事業者が協議決定するものとするが、その際、周辺のEV充電設備等と著しく利用料金が乖離することのないよう考慮すること。
- (4) 充電設備については、普通充電器（出力6kW以上）とする。なお、充電時の電力については、事業者が、新規に電線引き込み工事を行った上で、小売電気事業者と電力供給契約を締結することにより、直接調達すること。

## 5 更新施設及び台数について

E V充電設備の更新等を行う施設及び台数は次の表 1 に掲げるとおりとする。また、表 1 の施設以外の設置について、優先候補者より有用な提案があった場合には、本市と協議の上決定する。

(表 1) E V 充電設備 更新する施設及び台数

|   | 施設名称                  | 住所                 | 台数  |
|---|-----------------------|--------------------|-----|
| 1 | 甲府市役所本庁舎              | 甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号 | 1 台 |
| 2 | 甲府市リサイクルプラザ           | 甲府市上町 601 番地 2     | 1 台 |
| 3 | 中道交流センター(風土記の丘農産物直売所) | 甲府市下曾根町 1070 番地 3  | 2 台 |

## 6 設置の実施期間

### (1) 運用開始時期

E V 充電器は令和 8 年 3 月 3 1 日までに運用を開始することとし、本市と事業者との協議により決定する。

### (2) 運用期間

運用期間は、E V 充電設備の利用を開始した年度から起算して 10 年以内とし、運用期間中は事業者の責任において、E V 充電設備の維持管理及び運営を行うものとする。運用期間終了後は、事業者の負担により E V 充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

## 7 設置の実施に伴う条件等

- (1) E V 充電設備の更新及び運用等において生じた第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、本市は一切の責任を負わない。
- (2) E V 充電設備が事業期間中に故障し、修繕ができない場合には、事業者の負担で交換するものとする。
- (3) E V 充電設備の更新等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (4) E V 充電設備の更新等に当たっては、事業者は、事前に E V 充電設備の仕様、施工方法等を記した施工計画書を本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (5) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に本市と協議を行うものとする。
- (6) 更新を行うにあたり、事業者が本市との間に取り交わす契約に定める義務を履行しない場合には、契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復を行うこと。
- (7) 事業者は、E V 充電設備の利用開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに本市に連絡した上で対応し、その結果を本市に報告しなければならない。また、本市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。

- (8) 事業者は、以下のことが生じた場合は、その損害を賠償する義務を負う。
- ア 施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合
  - イ E V充電設備の整備及び管理に関する本市との合意事項（契約書、行政財産使用許可等において定める事項）に適合しないことにより施設等に損害を与えた場合
  - ウ その他事業者の責めに帰すべき事由により本市が損害を被った場合
- (9) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、本市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (10) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (11) 利用者の個人情報は法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとるものとする。
- (12) E V充電設備の整備にあたっては、別に本市と契約を締結するものとする。